

1 事業者に対する温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告制度改正についての骨子案の背景及び目的

注：1)、2)...を付した用語は、3 参考資料 (1)「用語解説集」を参照

1 背景

国は、平成17年2月16日の京都議定書⁴⁾の発効を受けて京都議定書の約束を守るための「京都議定書目標達成計画」を平成17年4月に策定しました。

また、平成17年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」⁷⁾を改正して事業所に対して温室効果ガス²⁾の排出量の報告を義務づけ、平成17年8月には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」¹⁾(省エネ法)を改正して事業所の対象規模の拡大や運輸部門の追加を行い、地球温暖化⁶⁾防止に向けて取り組みの強化を図りました。

一方、本県では、地域からの地球温暖化対策を進めるため、平成12年7月に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」⁵⁾を策定し、温室効果ガス排出量を平成22年度に平成2年度レベルから6%削減することを目標とし、県民・事業者・行政の参画と協働のもとに取り組みを進めてきました。とりわけ産業・民生業務部門の事業所に対しては「環境の保全と創造に関する条例」³⁾を平成15年10月に改正して一定規模以上の事業場に対し温室効果ガスの排出抑制計画とその措置結果報告を求めてきました。

しかし、本県の平成14年度の温室効果ガス排出量は、平成2年度に比べて民生部門や運輸部門での伸びが大きいことから、全体で約1.3%増えており、計画の削減目標を達成するためには、7.3%以上の削減を図ることが必要となっています(「3 参考資料(2)平成14年度温室効果ガスとりまとめ結果について」参照)。

また、産業部門と民生業務部門から排出される二酸化炭素は、平成14年度の温室効果ガス排出量の約69%を占めており、その比率が大きいことから、これらの事業部門での更なる削減対策は不可欠となっています。

2 目的

「環境の保全と創造に関する条例」の一部を改正し、省エネ法改正による事業所の対象規模の拡大などを踏まえ、温室効果ガス排出抑制について自主的な計画を作成し報告する事業所などの対象範囲を増やすことにより、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の削減目標の達成を図ろうとするものです。

3 事業者に対する温室効果ガス排出抑制案の今後のスケジュール

今回の制度改正については、環境審議会に諮問し、大気環境部会で審議を行い、中間とりまとめが示されたところから、それに基づき今回の骨子案を作成し、12月28日から約1カ月の間、パブリックコメント手続きを行います。

今後、いただいたご意見と環境審議会の審議結果を参考に条例案を作成し、平成18年2月の定例県議会に条例案を上程し、議決を経たのち、猶予期間を置き施行する予定です。